


長野県告示第119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
シンビ堂借宿薬局	北佐久郡軽井沢町長倉柳宿4727-1	平成20年1月4日
医療法人信州口腔外科インプラントセンター	上高井郡小布施町大字小布施字烏林2249番地1	平成19年5月1日
須坂あすなろ薬局	須坂市北原町559-54	平成20年1月1日
佐久平ファミリークリニック内科・消化器科	佐久市岩村田1315番地1	平成20年1月10日
医療法人中澤眼科クリニック	佐久市中込3639番地32	平成19年11月1日
あかほり薬局	安曇野市穂高有明1748	平成19年7月1日
井上医院	安曇野市豊科5462-4	平成19年4月1日
土居歯科医院	安曇野市豊科南穂高2729番地1	平成19年11月9日
柏原クリニック	安曇野市穂高柏原2849番地1	平成19年11月1日
池田医院	安曇野市三郷明盛1362番地2	平成19年11月1日
せき泌尿器科クリニック	安曇野市穂高8255-1	平成19年10月2日
赤津整形外科クリニック	安曇野市三郷明盛4697-1	平成19年4月1日
内田歯科クリニック	安曇野市掘金鳥川2571-1	平成19年4月12日

地域福祉課

長野県告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

診療所又は歯科

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
信州口腔外科インプラントセンター	上高井郡小布施町大字小布施字烏林2249番地1	平成19年4月30日
グリーン歯科クリニック	大町市大字大町4003-14	平成20年2月1日
中澤眼科クリニック	佐久市中込字中原3639番地32	平成19年10月31日
井上医院	安曇野市豊科5462-4	平成19年3月31日
土居歯科医院	安曇野市豊科南穂高2729番地1	平成19年11月8日
柏原クリニック	安曇野市穂高柏原2849番地1	平成19年10月31日
池田医院	安曇野市三郷明盛1362番地	平成19年10月31日
赤津整形外科クリニック	安曇野市三郷明盛4697-1	平成19年3月31日

地域福祉課

長野県告示第121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
岡田外科医院	上田市中央六丁目10-10	平成20年2月1日

地域福祉課

長野県告示第122号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 伊那市福島54-1から54-3まで、54-5、54-6、55-1から55-3まで、56-3、57、57-2から57-4まで、58-1から58-4まで、59-1、59-3、59-6、62-3、65、65-2、66-2、240-1、250、250-2から250-5まで、372、373、373-2、456、456-2、457、457-2、460、460-2、461、461-2、462、467-1、467-3、468-1、468-3、469、469-2、470、470-2、471-1から471-3まで、472から474まで、474-2、475、475-2、476、476-2、477、477-2、478、478-2、479、479-2、480、480-2、481、481-2、482、482-2、483、483-2、484、484-2、485、485-2、486、486-2、487、488、488-2、489、490、490-2、491-1、491-2、518-1、518-3、519-1、520-1、521-1、522-1、523-1、524-1、525-1、526-1、526-2、527-1、532-1、539、539-2、540-1、540-2、541-1及び542-1
- 2 伊那市東春近10550-4及び10695-1

ビジネス誘発課

長野県告示第123号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村大草7282の74から7282の76まで・7282の85（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、7282の123

2 保安林として指定された目的
水源のかん養3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
上田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
上田都市計画道路事業 3・4・9号 中常田小牧線
- 3 事業施行期間
平成14年4月15日から
平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

長野県告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画道路事業 3・5・27号 反目浅川線

3 事業施行期間

平成12年4月20日から

平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

都市計画課

長野県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 岡谷茅野線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字湖南字城下3203番の1地先から諏訪市大字湖南字大道下3218番の1地先まで	旧	m 8.5~10.5	km 0.0490
同上	新	m 8.5~27.0	km 0.0490

道路管理課

長野県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 152号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市長谷黒河内289番の1地先から伊那市長谷黒河内285番の3地先まで	旧	m 12.6~20.4	km 0.2160
同上	新	m 12.4~20.4	km 0.2160

道路管理課

長野県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 (1) 道路の種類 一般国道

1 (2) 路線名 153号

1 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡高森町下市田1799番の1地先から下伊那郡高森町下市田2125番の1地先まで	旧	m 11.6~20.6	km 0.2960
同上	新	m 12.0~24.5	km 0.2960

2 (1) 道路の種類 県道

2 (2) 路線名 上片桐停車場鶴部線

2 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡松川町上片桐3654番の1地先から下伊那郡松川町上片桐3857番の2地先まで	旧	m 3.8~9.0	km 0.1980
下伊那郡松川町上片桐3654番の15地先から下伊那郡松川町上片桐3692番の4地先まで	旧	m 9.2~20.5	km 0.2298
下伊那郡松川町上片桐3654番の15地先から下伊那郡松川町上片桐3692番の4地先まで	新	m 9.2~20.5	km 0.2298

道路管理課

長野県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 惣社岡田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字原1094番の4地先から 松本市大字原1091番の1地先まで	旧	m 8.5~9.5	km 0.0920
同上	新	13.5~15.5	0.0920

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大町麻績インター千曲線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡生坂村大字東広津14193番の53地先から 東筑摩郡生坂村大字東広津14193番の47地先まで	旧	m 5.5~10.0	km 0.0810
同上	新	6.5~12.5	0.0810

道路管理課

長野県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 須坂中野線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字日滝字宮原744番の1地先から 須坂市大字日滝字宮原743番の9地先まで	旧	m 6.8~7.5	km 0.0301
同上	新	9.0~11.0	0.0301

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大前須坂線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の45地先から 上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の45地先まで	旧	m 5.5~14.5	km 0.2193
同上	新	6.5~14.5	0.2193

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大前須坂線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の164地先から 上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の164地先まで	旧	m 8.0~12.1	km 0.0754
同上	新	10.1~16.0	0.0754

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 村山小布施停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡小布施町大字大島字松川尻611番の1地先から 上高井郡小布施町大字大島字宮前207番の1地先まで	旧	m 12.0~23.0	km 0.1785
同上	新	14.3~17.0	0.1785

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 山田温泉線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の6地先から 上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の14地先まで	旧	m 9.0~11.0	km 0.1062
同上	新	11.0~30.0	0.1062

道路管理課

長野県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 岡谷茅野線

2 供用を開始する区間

諏訪市大字湖南字城下3203番の1地先から

諏訪市大字湖南字大道下3218番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成20年3月13日

道路管理課

長野県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 152号

2 供用を開始する区間

伊那市長谷黒河内289番の1地先から

伊那市長谷黒河内285番の3地先まで

3 供用を開始する期日 平成20年3月13日

道路管理課

長野県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 153号

2 供用を開始する区間

下伊那郡高森町下市田1799番の1地先から

下伊那郡高森町下市田2125番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成20年3月13日

道路管理課

長野県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月28日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

1(1) 路線名 須坂中野線

(2) 供用を開始する区間

須坂市大字日滝字宮原744番の1地先から

須坂市大字日滝字宮原743番の9地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成20年3月13日

2(1) 路線名 大前須坂線

(2) 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字牧字湯沢滝2975番の45地先から

上高井郡高山村大字牧字湯沢滝2975番の45地先まで

3(1) 路線名 大前須坂線

(2) 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字牧字湯沢滝2975番の164地先から

上高井郡高山村大字牧字湯沢滝2975番の164地先まで

3(2) 供用を開始する期日 平成20年3月13日

4(1) 路線名 村山小布施停車場線

(2) 供用を開始する区間

上高井郡小布施町大字大島字松川尻611番の1地先から

上高井郡小布施町大字大島字宮前207番の1地先まで

3(3) 供用を開始する期日 平成20年3月13日

5(1) 路線名 山田温泉線

(2) 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の6地先から

上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の14地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成20年3月13日

道路管理課

長野県告示第135号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成20年3月6日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成20年3月13日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
獣医師会狂犬病予防担当獣医師会部会	大町市大町1058の2	大町市大町1058の2 大町合同庁舎大町保健所内

会計課